

## 報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月22日提出

海老名市長 内野 優

## 提案理由

地方税法施行令の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

海老名市長 内 野 優

記

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和８年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条に１項を加える改正規定中「額とする」の次に「。ただし、当該加算した額が法第７０３条の４第３７項に規定する額を超える場合においては、その額とする」を加える。

第２４条第１項の改正規定中「得た額」の次に「（当該減額して得た額が法第７０３条の４第３７項に規定する額を超える場合においては、その額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。